

枚方市新型インフルエンザ等対策
庁内実施体制及び連絡調整マニュアル

令和 6 年 7 月

目 次

I	実施体制	1
1.	はじめに	1
2.	発生段階と政府行動計画の発生段階の比較	1
3.	実施体制の確立	2
II	対策本部等の組織体制	5
1.	情報収集班	5
2.	警戒本部	5
3.	対策本部	5
4.	事務局各班の構成・所管業務	7
5.	組織・動員体制及び初動対応	10
6.	緊急連絡体制	11
7.	新型インフルエンザ等発生時の庁内体制及び関係機関連携フロー	12
III	発生段階別 庁内各部の行動	13
1.	未発生期における庁内各部の対応	13
2.	府内未発生期における庁内各部の対応	16
3.	府内発生早期における庁内各部の対応	20
4.	府内感染期における庁内各部の対応	24
5.	小康期における庁内各部の対応	28

I 実施体制

1. はじめに

国において、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）施行され、大阪府においても、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）や新型インフルエンザ等対策ガイドライン（以下「政府ガイドライン」という。）における考え方や基準を踏まえ、平成 25 年 9 月に大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「府行動計画」という。）が策定された。

以上のような国や大阪府の動きを踏まえ、特措法第 8 条の規定により、本市においても、政府行動計画や府行動計画との整合性を確保しつつ、新たに枚方市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「本市行動計画」という。）を策定した。

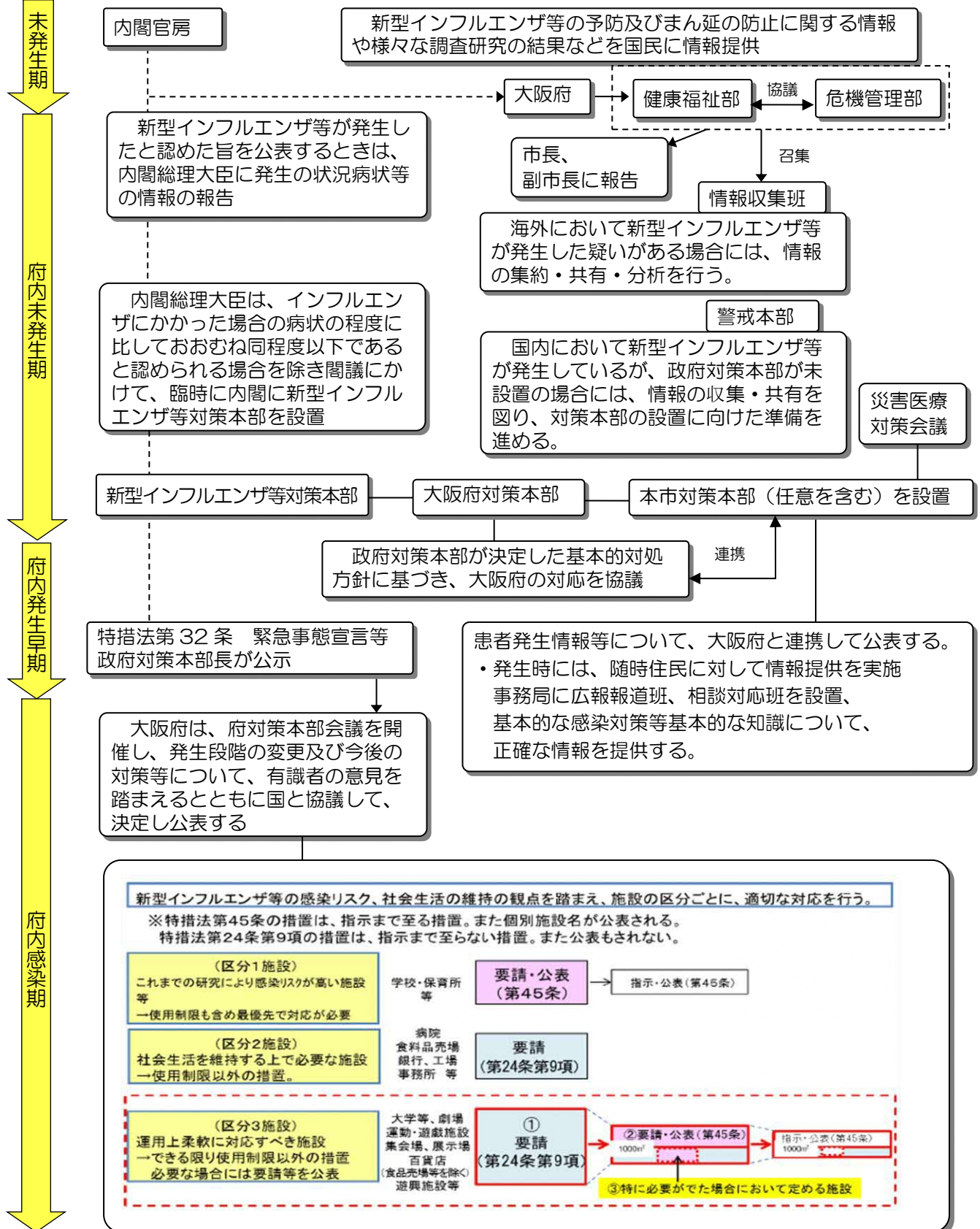
本市行動計画では、本市における新型インフルエンザ等対策を充実させるため、国や大阪府の動向を注視し、マニュアル等を整備することとしており、庁内実施体制及び連絡調整マニュアルもその一環として作成する。

2. 発生段階と政府行動計画の発生段階の比較

※発生段階と政府行動計画の発生段階の比較

発生段階	状 態	政府行動計画 の発生段階
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態	未発生期
府内未発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	海外発生期
	国内のいずれかで新型インフルエンザ等が発生しているが、府内では発生していない状態	国内発生早期
府内発生早期	府内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	
府内感染期	新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	国内感染期
小 康 期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	小 康 期

3. 実施体制の確立



実施体制

取組項目	取組内容	未発生期	府内未発生期	府内発生早期	府内感染期	小康期
災害医療対策会議	災害医療対策会議を開催し、医療関係団体等地域の関係者と密接に連携を図りながら情報共有を行う。	○				
	災害医療対策会議を開催し、府内発生に備えた対策を確認するとともに、対策準備に着手する。		○			
	災害医療対策会議を開催し、対策の強化を図る。			○		
	必要に応じ、災害医療対策会議を開催し、対策を推進する。				○	
新型インフルエンザ等対策情報収集班	海外において新型インフルエンザ等が発生した場合には、情報収集班を編成し、情報の集約・共有・分析を行う。		○			
	情報収集班を編成し、情報収集に努める。					○
新型インフルエンザ等対策警戒本部	国内において新型インフルエンザ等が発生しているが、府対策本部がまだ設置されていない場合には、警戒本部を設置し、情報の収集・共有を図るとともに、本市対策本部の設置に向けた準備を進める。		○			
	必要に応じ、警戒本部を設置し、流行の第二波に備える。					○
市新型インフルエンザ等対策本部	大阪府が府対策本部を立ち上げたときに備えて、速やかに本市対策本部(任意の対策本部を含む)を立ち上げられるよう体制を整備する。	○				
	府対策本部が立ち上がったときは、速やかに本市対策本部(任意の対策本部を含む)を立ち上げる。		○			
	緊急事態宣言が発出された場合、本市対策本部を速やかに設置する。			○	○	
	本市対策本部(任意の対策本部を含む)を開催し、市域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進を図る。			○		
	大阪府と連携し、本市対策本部(任意の対策本部を含む)において今後の対策を決定する。				○	

- ・ 新型インフルエンザ等の発生前から、事前準備の進捗を確認し、関係部局等の連携を確保しながら、庁内一体となった取組を推進する。
- ・ 庁内各部局においては、大阪府や関係機関等との連携を強化し、新型インフルエンザ等の発生に備えた準備を進める。
- ・ 府対策本部が設置されたときは、庁内一体となった対策を強力に推進するため、速やかに市長を本部長とする本市対策本部を設置する。なお、府対策本部が設置される前においても、本部長の判断に基づき、任意の本市対策本部を設置することがある。
- ・ 本部長は、本市対策本部に必要な応じて有識者等の出席を求め、専門的意見を聴取する。
- ・ 緊急事態解除宣言が発出された時は、本市対策本部を廃止する。

Ⅱ 対策本部等の組織体制

1. 情報収集班

班長	健康福祉部長
副班長	保健所長
班員	危機管理政策課長、健康福祉政策課長、保健医療課長、保健予防課長、市立病院総務課長、（その他状況により班長が指名する。）

2. 警戒本部

本部長	副市長（健康福祉部担当）
副本部長	副市長
本部員	危機管理部長、市長公室長、総合政策部長、総務部長、健康福祉部長、保健所長、子ども未来部長、環境部長、総合教育部長、上下水道局上下水道部長、市立病院事務局長

3. 対策本部

本部長	市長
副本部長	副市長、教育長、上下水道事業管理者、病院事業管理者、副教育長
本部員	理事、部長、福祉事務所長、保健所長、会計管理者、教育委員会部長、上下水道局上下水道部長、市立病院事務局長、市議会事務局長、監査委員事務局長、消防長が指名する消防吏員

●本部員は、必要に応じて構成を増減することができる。

対策本部設置時における事務局体制：

局長 （総合調整 事務担当）	危機管理部次長①	事務局次長	危機管理部次長② 市長公室次長 総合政策部次長 観光にぎわい部次長 健康福祉部次長①② 保健所副所長①②
副局長 （健康福祉部所 管事務担当）	健康福祉部次長①		

総務担当	広報担当	サーベイランス・医療担当
総務班	広報報道班	疫学調査班
社会機能維持班 1 班（対策担当）	相談対応班	医療体制班
社会機能維持班 2 班（支援担当）		予防接種班

※ 「総合調整事務担当」は、対策本部設置時（事務局設置時）における本部運営（本部会議の運営や全庁的な調整や事務局の設置部署等）を担当する。

なお、未発生期から「健康福祉部所管事務担当次長」および各班の総括担当次長との連携を図り、

それぞれの本部移行の際に備えるものとする。

- ※ 「健康福祉部所管事務担当」は、未発生期において新型インフルエンザ等対策行動計画や各種マニュアルの整備、庁内研修や訓練等の実施事務を担当する。なお、対策本部設置時（事務局設置時）においては、事務局各班の円滑運営及び事務掌握等を担当する。
- ※ 未発生期の事務所管は、健康福祉部とする。（計画・マニュアルの整備及び訓練実施等を主担）
- ※ 対策本部を設置する期間が長期にわたると判断される場合は、「（仮称）新型インフルエンザ等感染症対策室」等の設置を検討する（専従・兼務体制を問わず）。その際の所管については、対策本部で協議のうえ決定する。

【参考】令和2年の新型コロナウイルス感染症流行の際は、「定額給付金室」および「新型コロナワクチン接種対策室」を兼務体制で設置。また、市保健所の職員増強を応援体制で実施した経過がある。

4. 事務局各班の構成・所管業務

	班区分	構 成		業務項目
総務担当	総務班	班長	危機管理政策課	○本部会議等の準備・運営（本部員等召集） ○会議資料等調整・会議録の作成 ○サービス・健康管理
	総括 危機管理部次長 ②	副班長	健康福祉政策課	
		班員	危機管理政策課 広聴相談課 企画課 財政課 人事課 職員課 総務管理課 契約検査課 市議会事務局	
	社会機能維持班 1班（対策担当）	班長	文化生涯学習課	○大阪府とともに市民・事業者等への要請 ○学校園への休校(園)の調整、連絡 ○国や大阪府と連携し、外出自粛要請実施 ○施設の使用制限等の調整、実施協力の依頼（市施設の使用制限・イベント自粛を含む） ○興行場等への休止調整、指示協力の依頼
	総括 観光にぎわい部次長	副班長	介護認定給付課	
		班員	市民活動課 商工振興課 スポーツ振興課 健康福祉政策課 福祉指導監査課 子ども青少年政策課 交通対策課 教育政策課 放課後子ども課 教育指導課	
	社会機能維持班 2班（支援担当）	班長	企画課	○生活支援の整備（経済支援・税の減免・支払い猶予等） ○生活関連物資等の価格の安定等 ○要援護者への生活支援 ○遺体の火葬・安置等 ○水の安定供給
	総括 総合政策部次長	副班長	生活福祉課	

		班員	危機管理政策課 医療助成・児童手当課 市民税課 商工振興課 介護認定給付課 健康福祉総合相談課 障害企画課 環境政策課 上下水道財務課 浄水課	
広 報 担 当	広報報道班 総括 市長公室次長	班長	広報プロモーション課	○報道対応（報道提供先ごとに一元的対応） ○記者会見準備（取材要領の作成等）・実施、 プレス提供資料の調製・プレスとの連絡調整 ○市民への情報提供 ○医療機関等関係機関への情報提供
		副班 長	健康福祉政策課	
		班員	危機管理対策推進課 広報プロモーション課 広聴相談課 市民活動課 健康福祉政策課 保健医療課	
	相談対応班 総括 健康福祉部次長 ①	班長	健康福祉総合相談課	○コールセンター及び帰国者・接触者相談センターの開設・運営 ○国等から配布されるQ&Aを活用し、相談対応
		副班 長	福祉指導監査課	
		班員	危機管理政策課 広聴相談課 総務管理課 保健予防課 生活福祉課 保健医療課	

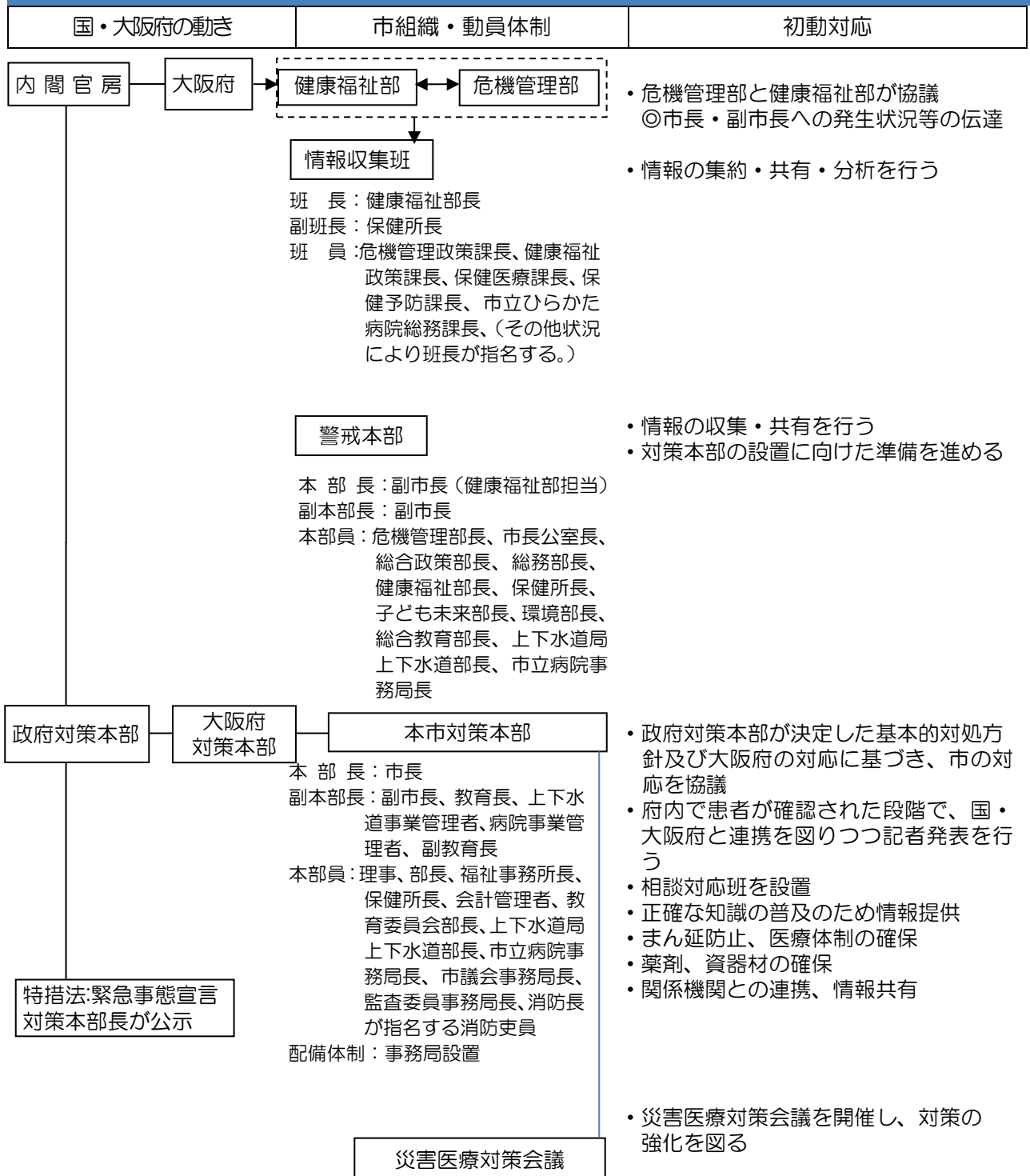
サ ー ベ イ ラ ン ス ・ 医 療 担 当	疫学調査班	班長	保健予防課	○積極的疫学調査 ○サーベイランス ○検疫所との連携 ○検体搬送 ○患者搬送 ○患者対応・支援 ○濃厚接触者・健康観察者対応 ○国、大阪府との疫学調査情報及び臨床情報の共有と連携
	総括 保健所副所長①	副班 長	保健衛生課	
		班員	福祉指導監査課 保健衛生課 保健予防課 公立保育幼稚園課 学校支援課	
	医療体制班	班長	保健医療課	○外来診療医療機関の確保(拠点型・協力型外来の確保) ○医療体制切替時の対応 ○検査体制の確報 ○入院医療機関の確保・患者搬送調整 ○大阪府と連携し、臨時医療施設の開設 ○ハイリスク者受入先の確保 ○長期処方体制の確保 ○医療スタッフの確保 ○医療資器材等の確保、配送 ○消防との連絡・調整 ○抗インフルエンザ薬の予防投与
	総括 保健所副所長②	副班 長	保健予防課	
		班員	健康福祉政策課 健康づくり課 介護認定給付課 保健医療課 保健衛生課	
	予防接種班	班長	保健予防課	○ワクチン接種計画の作成 ○ワクチンの確保に係る大阪府との調整 ○ワクチン接種の実施 ○医療スタッフの確保(ワクチン接種に係るものに限る) ○医療資器材等の確保、配送(ワクチン接種に係るものに限る)
	総括 健康福祉部次長 ②	副班 長	健康づくり課	
		班員	健康福祉政策課 教育政策課	

※ 事務局各班の「総括」は、事務局次長職にあるものとし、班業務の運営状況を掌握し、班業務の円滑を図るものとする。

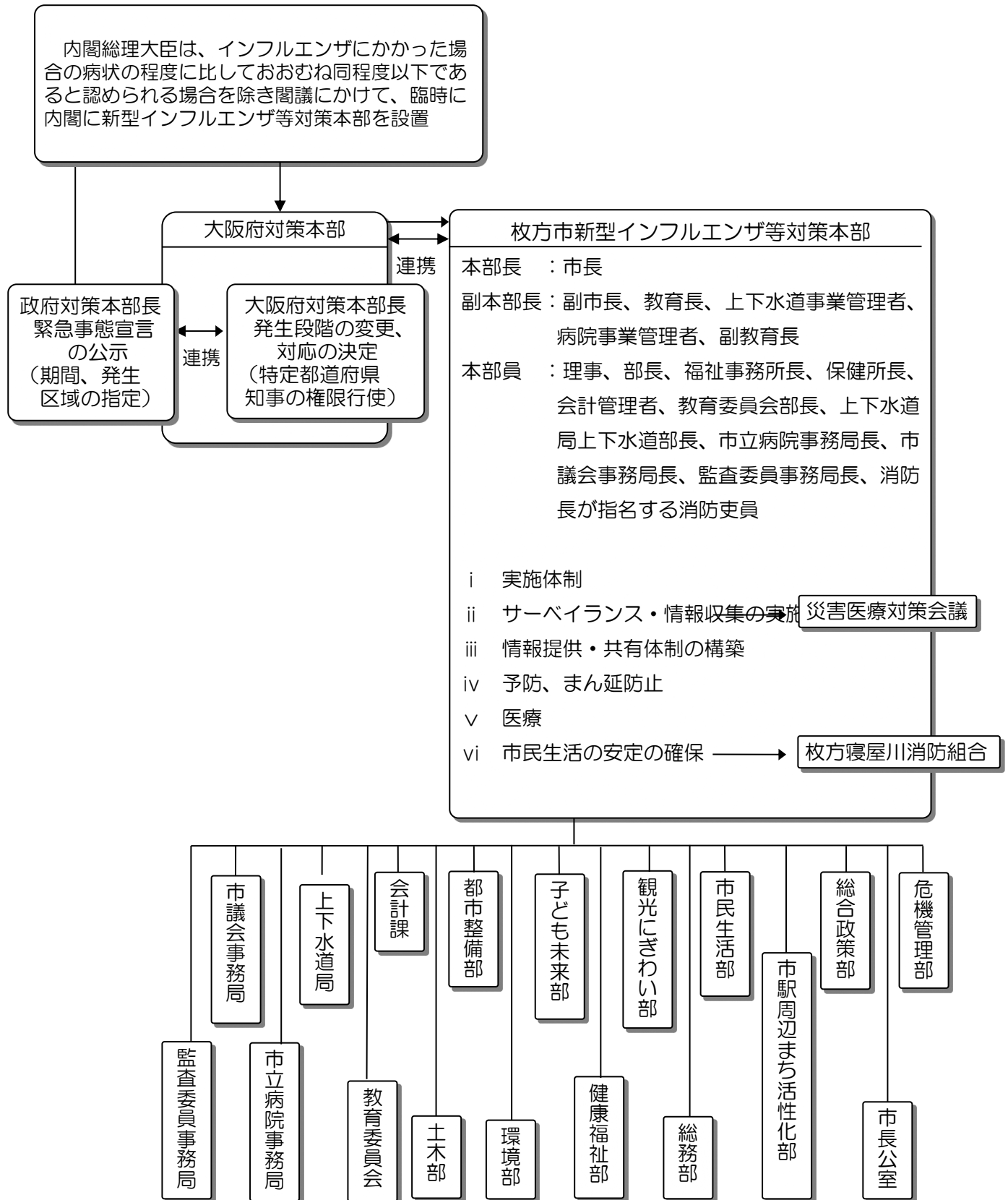
※ 事務局各班の「班長」は、構成する室・課の担当課長にあるものとし、副班長、班員とともに班業務を構成する部局で横断的に協議を行い対策する。(課題や方法について各所属協議のうえ、対策を講じる)

※ 事務局各班の構成は、上記に記載のとおり、課レベルであるが、課で対応することが困難な場合は、各部危機管理施策推進委員と協議のうえ、部で対応する。

5. 組織・動員体制及び初動対応



7. 新型インフルエンザ等発生時の庁内体制及び関係機関連携フロー



Ⅲ 発生段階別 庁内各部の行動

1. 未発生期における庁内各部の対応

対 策	行 動	行動 計画	実施部局
実施体制	行動計画の策定	P31	危機管理部 健康福祉部
	初動対応体制の確立、情報共有、発生時に備えた業務継続計画（各部版含む）の作成	P31	危機管理部 健康福祉部 全部局
	大阪府等と連携し、情報交換、連携体制の確認、訓練の実施	P32	
	大阪府の支援を受けて、対策に携わる医療従事者や専門家、職員等の養成	P32	
	対策本部立ち上げ体制の整備	P32	
	災害医療対策会議の開催、医療関係団体等地域の関係者との連携、情報共有	P32	危機管理部 健康福祉部 保健所
情報収集 サーベイランス ※別途「対策マニュアル」による実施	国、大阪府等が提供する様々な情報の収集	P32	危機管理部 健康福祉部 保健所
	患者発生サーベイランス(定点サーベイランス)	P32	健康福祉部 保健所
	ウィルスサーベイランス	P32	
	入院サーベイランス	P33	
	学校サーベイランス	P33	危機管理部 健康福祉部 保健所 子ども未来部 学校教育部
	調査研究：発生時の積極的疫学調査のための国、大阪府との連携等の体制整備	P33	健康福祉部 保健所
情報提供・共有 ※別途「対策マニュアル」による実施	新型インフルエンザ等の継続的な情報提供	P33	危機管理部 健康福祉部 保健所 全部局

	あらかじめ想定できる情報提供について決定する ・個人情報保護・人権などに配慮した情報提供や 対策の実施主体、情報源の明確化 ・マスメディア等、複数の媒体、機関等の活用	P33	危機管理部 市長公室 健康福祉部 保健所
	一元的な情報提供、継続的な提供体制の構築	P34	
	受け手の反応等を把握する情報提供体制の構築	P34	
	大阪府や関係機関等との緊急情報提供体制の整備、リアルタイム、双方向の情報共有のあり方の検討	P34	危機管理部 市長公室 総務部
	市民相談に対応するコールセンター等の設置準備等	P34	健康福祉部 福祉事務所 保健所
予防、まん延防止 ※別途「対策マニュアル」による実施	個人、事業所等における対策の普及 大阪府等とともに、感染対策についての知識の普及、理解の促進	P34	危機管理部 観光にぎわい部 健康福祉部 保健所
	国、大阪府と連携し、緊急事態宣言発出時の外出自粛要請等の理解促進	P35	保健所 全部局
	個人における対策、職場における感染防止対策の周知の準備	P35	危機管理部 観光にぎわい部 健康福祉部 保健所 全部局
	大阪府に協力して、緊急事態における施設の使用制限の要請等の周知の準備	P35	危機管理部 観光にぎわい部 健康福祉部 保健所
	検疫所との間で訓練等を実施、連携を図る	P35	健康福祉部 保健所
	特定接種：厚労省の登録事業者の登録に協力	P35	危機管理部 健康福祉部 保健所 全部局
	特定接種：対象職員の事前決定、集団接種体制整備	P35	総務部 健康福祉部 保健所 総合教育部 上下水道部

			市立病院 市議会事務局
	住民に対する予防接種 ・ 国、大阪府の協力を得ながら、市内居住者に対するワクチン接種体制の構築 ・ 国、大阪府の技術的な支援を受けて、本市域以外市町村での接種を可能にするよう努める ・ 医師会等と協力し、接種体制、場所等、接種の具体的実施の準備	P35 P36 P36	健康福祉部 保健所 総合教育部
医療 ※別途「対策マニュアル」による実施	地域医療体制の整備 ・ 発生時の受け入れ医療機関の確保 ・ 一般医療機関の診療に備える感染防止対策要請	P36	健康福祉部 保健所
	府内感染期に備えた医療の確保 ・ 国、大阪府と連携して、全ての医療機関に診療継続計画の作成要請 ・ 感染症指定医療機関、中核的医療機関等での入院患者を優先的に受け入れる体制の整備 ・ 患者増加の場合の使用可能な病床数等の把握 ・ 大阪府が行う患者増加時の臨時施設等での医療提供検討に協力 ・ 大阪府が行う転用可能な臨時医療施設の調査、リスト化検討に協力 ・ 透析等の医療確保のため初診回避医療機関の設定検討 ・ 福祉施設等の集団感染時の医療提供の方法検討 ・ 透析患者等ハイリスク層の専門治療可能な受入医療機関の把握	P36 P37	健康福祉部 保健所 市立病院
	国、大阪府と連携し、医療従事者等に国内発生を想定した研修、訓練の実施	P37	健康福祉部 保健所
	個人防護具等の必要医療資器材の備蓄、整備	P37	
	医療機関への医療資器材の整備要請	P37	
市民生活の安定の確保	大阪府と連携し、要援護者の把握と、具体的手続きの事前決定	P37	危機管理部 健康福祉部 福祉事務所 保健所
	大阪府と連携し、一時的遺体安置施設の把握・検討、火葬等の体制整備	P37	環境部
	医薬品等の物資を備蓄、施設等を整備	P38	危機管理部

			健康福祉部
--	--	--	-------

2. 府内未発生期における庁内各部の対応

対 策	行 動	行動 計画	実施部局等
実施体制	情報収集班の編成：情報の集約、共有、分析	P39	危機管理部 健康福祉部 保健所 市立病院
	警戒本部の設置：情報の収集、共有、対策本部設置に向けた準備	P40	危機管理部 市長公室 総合政策部 総務部 健康福祉部 保健所 子ども未来部 環境部 上下水道部 市立病院 総合教育部
	災害医療対策会議の開催：対策の確認、準備に着手	P40	危機管理部
	府対策本部設置時、速やかに市対策本部設置	P40	健康福祉部
情報収集 サーベイランス ※別途「対策マニュアル」による実施	国内外の情報収集	P40	危機管理部 健康福祉部 保健所 市立病院
	患者発生サーベイランスの体制強化	P40	健康福祉部 保健所
	強化ウイルスサーベイランス	P40	
	入院サーベイランス	P41	
	強化学校サーベイランス(大学、短大まで拡大、インフルエンザ様症状の患者による臨時休業の状況及び欠席者数の把握)	P41	危機管理部 健康福祉部 保健所 子ども未来部 学校教育部
	全数把握の開始(医療機関に患者の届出を依頼)	P41	健康福祉部 保健所
情報提供・共有 ※別途「対策マニュアル」による実施	情報提供 ・マスメディア等、複数の媒体、機関等の活用 ・市HPや総覧できるサイト等の複数手段で直接提供	P41	危機管理部 市長公室 健康福祉部 保健所

	・窓口の一本化	P42	
	・各部局の情報提供は、市対策本部等が調整	P42	危機管理部 健康福祉部 保健所 全部局
	市対策本部等は、リアルタイム、双方向の情報共有を行う窓口での情報を庁内各部と共有	P42	危機管理部 健康福祉部 保健所 全部局
	コールセンター等の設置 ・大阪府からの要請に応じて、国等のQ & Aを参考に市民の問い合わせに対応できる、コールセンター等を設置 ・市民、関係機関の必要な情報を把握、情報提供に反映	P42	危機管理部 市長公室 総務部 健康福祉部 福祉事務所 保健所
予防、まん延防止 ※別途「対策マニュアル」による実施	国、大阪府と相互に連携し、府内発生に備え、感染症法に基づく拡大防止策準備 ・患者への対応(治療・入院措置等) ・患者の同居者等の濃厚接触者への対応	P42	健康福祉部 保健所
	国、大阪府と相互に連携し、検疫所から提供される入国者等情報の有効活用	P43	
	国が発出した感染症危険情報を受け、大阪府とともに、海外渡航者への個人対策の情報提供、注意喚起	P43	危機管理部 市長公室 健康福祉部 保健所
	検疫所との連携強化 ・停留施設の確保に係る情報提供に協力、航空機同乗者等の健康観察	P43	健康福祉部 保健所
	基本的対処方針を踏まえ、国と連携して、特定接種を実施	P43	総務部 健康福祉部 保健所 上下水道部 市立病院 総合教育部 市議会事務局

	外出自粛に備え、食料品等の適切な備蓄の呼びかけ	P46	市長公室 市民生活部
	社会機能の維持に向けた政策【立案及び実施】 ・給付金、助成金、支援物品の支給や支援貸付 ・納税等の支払期限の延長・猶予・減免 ・生活維持に関する各種相談窓口の設置 ・市民が生活維持に必要な支援策の実施 ・事業者に対する具体的な支援策の実施	P46	危機管理部 総合政策部 市民生活部 観光にぎわい部 健康福祉部 全部局

3. 府内発生早期における市内各部の対応

対 策	行 動	行動 計画	実施部局等
実施体制	緊急事態宣言の発出(府対策本部長) ・措置期間は府対策本部長が決定 ・発生区域が存在する都道府県、隣接県を指定 ・市対策本部を速やかに設置	P47 P48	危機管理部 健康福祉部 全部局
	市対策本部を開催、対策の総合的な推進を図る	P48	
	災害医療対策会議を開催、対策の強化を図る	P48	危機管理部 健康福祉部
情報収集 サーベイランス ※別途「対策マニュアル」による実施	国内外の情報収集	P48	危機管理部 健康福祉部 保健所 市立病院
	サーベイランスの体制強化 ・患者発生サーベイランス ・強化ウイルスサーベイランス ・入院サーベイランス ・強化学校サーベイランス(感染期の報告拡大は中止) ・全数把握	P48	危機管理部 健康福祉部 保健所 子ども未来部 学校教育部
	国が実施する患者の臨床情報の収集に協力する	P49	健康福祉部 保健所
	国内発生状況をもとに、国、大阪府と連携、対策実施	P49	
	市内患者の初期段階、国の調査チームと連携し、積極的疫学調査を実施	P49	
	発生状況、具体的対策、実施主体を詳細に情報提供	P49	危機管理部
情報提供・共有 ※別途「対策マニュアル」による実施	個人一人ひとりがとるべき行動を周知 ・誰もが感染する可能性があること ・個人の感染予防策、受診の方法等	P49	健康福祉部 保健所 全部局
	学校、福祉施設、事業所等での感染拡大防止策の情報を提供	P49	危機管理部 観光にぎわい部 健康福祉部 保健所 子ども未来部 学校教育部

	市民、関係機関の必要な情報を把握、情報提供に反映	P49	危機管理部 市長公室 健康福祉部 保健所
	市民不安等の解消のため、情報提供を行う	P50	危機管理部 市長公室 健康福祉部 保健所
	患者発生情報等を事前に決定した基準で、大阪府と連携し公表	P50	市長公室 健康福祉部 保健所
	感染拡大防止のため、患者情報を関係先に伝達して濃厚接触者の調査や臨時休業の要請等を行う	P50	健康福祉部 保健所
	市対策本部等は、リアルタイム、双方向の情報共有を行う窓口での情報共有を強化、庁内各部とも共有	P50	危機管理部 総務部 健康福祉部 保健所 全部局
	コールセンター等の体制を充実・強化	P50	危機管理部 市長公室 総務部 健康福祉部 福祉事務所 保健所
予防、まん延防止	国、大阪府と連携し、感染症法に基づき患者への対応等の措置を行う	P50	健康福祉部 保健所
※別途「対策マニュアル」による実施	大阪府とともに次の要請を行う ・ 市民、施設等に基本的な感染防止対策等を勧奨 ・ 事業所に従業員の健康管理、感染予防策の実施を要請 ・ 公共交通機関等に感染予防策を講じるよう要請 ・ 病院、多数が居住する施設等に感染予防策の強化を要請	P50 P51	危機管理部 観光にぎわい部 健康福祉部 保健所 土木部

	市民への予防接種の実施 ・接種順位は、政府対策本部が決定 ・投与薬が供給可能になり次第接種開始 ・市民に対し、接種に関する情報を提供 ・接種会場を確保、原則として、市内に居住する者を対象に集団的接種を行う	P51	健康福祉部 保健所 総合教育部
特措法 45 条	・大阪府が、住民に期間を定めて外出自粛、感染予防策の徹底を要請することに適宜協力	P51	危機管理部 市長公室 健康福祉部 保健所 全部局
	・大阪府が、学校、保育所等に対し、期間を定めて、使用制限の要請を行うことに適宜協力	P52	危機管理部 健康福祉部 子ども未来部 学校教育部
特措法 24 条 特措法 45 条	・大阪府が、学校、保育所以外の施設に、感染対策の徹底の要請を行うことに適宜協力 ・大阪府が、要請に応じない施設に、使用制限又は基本的な感染予防策の徹底の要請を行うことに適宜協力	P52	危機管理部 市民生活部 観光にぎわい部 健康福祉部 保健所 総合教育部
特措法 46 条	予防接種法 6 条 1 項の臨時の予防接種実施	P52	健康福祉部 保健所 総合教育部
医療 ※別途「対策マニュアル」による実施	帰国者・接触者の相談体制、診療体制を継続	P52	健康福祉部 保健所
	国、大阪府と連携し、以下の対策を行う ・新型インフルエンザ等と診断された者は原則、法に基づき感染症指定医療機関等に移送入院措置を行う(病原性が低いと判明しない限り実施) ・必要と判断した場合、府公衛研等で検査等の確定検査を行う ・患者増加時、検査等の確定検査は重症者に限定 ・救急隊員等は予防投与、発症時は医療機関移送を要請	P53	健康福祉部 保健所 市立病院
	診断・治療に資する情報等を医療機関に提供	P53	健康福祉部

	患者増加時は、国の要請に基づき、一般医療機関診療体制に移行	P53	保健所
市民生活の安定の確保	大阪府とともに、従業員の健康管理の徹底、職場の感染予防策の開始を要請	P54	危機管理部 観光にぎわい部 健康福祉部 保健所
※別途「対策マニュアル」による実施	大阪府とともに、生活関連物資の買占め、売惜しみ防止要請	P54	市長公室 市民生活部 観光にぎわい部
	社会機能の維持に向けた政策【立案及び実施】 ・給付金、助成金、支援物品の支給や支援貸付 ・納税等の支払期限の延長・猶予・減免 ・生活維持に関する各種相談窓口の設置 ・市民が生活維持に必要な支援策の実施 ・事業者に対する具体的な支援策の実施	P54	危機管理部 総合政策部 市民生活部 観光にぎわい部 健康福祉部 全部局
	更なる支援策の必要性の検討と実施に向けた立案【政策立案】	P54	危機管理部 健康福祉部 総合政策部
	水道事業者は、安定供給のための措置実施	P54	上下水道部
	大阪府とともに、まん延段階のサービス水準の低下の許容を呼びかけ	P55	危機管理部 市長公室 市民生活部 観光にぎわい部
	生活関連物資の買占め、売惜しみの調査、監視	P55	市長公室 市民生活部 観光にぎわい部
	小売・卸売業者に継続要請、市民相談窓口の充実	P55	市民生活部 観光にぎわい部

4. 府内感染期における庁内各部の対応

対 策	行 動	行動 計画	実施部局等
実施体制	大阪府と連携し、市対策本部において今後の対応を決定	P56	危機管理部 健康福祉部 全部局
	必要に応じ、災害医療対策会議を開催し、対策を推進	P56	危機管理部 健康福祉部
	緊急事態宣言が発出された場合、市対策本部を設置、対策の総合的推進を図る	P57	危機管理部 健康福祉部 全部局
	まん延により緊急事態措置を行うことができなかった場合、特措法に基づき他の地方公共団体による代行、応援等を行う	P57	危機管理部 総務部 健康福祉部
情報収集 サーベイランス ※別途「対策マニュアル」による実施	国内外の情報収集	P57	危機管理部 健康福祉部 保健所 市立病院
	- 疫学的に感染解明不可能、大阪府の判断により全数把握の可否決定 - 中止の時期は患者数、感染状況で大阪府が判断	P57	健康福祉部 保健所
	- ウイルス・学校サーベイランスは通常に戻す - リアルタイム状況をもとに国、大阪府と連携、対策実施	P58	危機管理部 健康福祉部 保健所 子ども未来部 学校教育部
情報提供・共有 ※別途「対策マニュアル」による実施	発生状況、具体的対策、実施主体を詳細に情報提供	P58	危機管理部 健康福祉部
	個人一人ひとりがとるべき行動を周知 - 誰もが感染する可能性があること - 個人の感染予防策、受診の方法等	P58	保健所 全部局
	学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策の情報提供	P58	危機管理部 観光にぎわい部 健康福祉部 保健所 子ども未来部 学校教育部

	市民や関係機関が必要とする情報の把握	P58	危機管理部 市長公室 健康福祉部 保健所
	市民、関係機関の必要な情報を把握、情報提供に反映	P58	危機管理部 市長公室 健康福祉部 保健所
	患者発生情報等を事前に決定した基準で、大阪府と連携して公表	P58	市長公室 健康福祉部 保健所
	市対策本部等は、リアルタイム、双方向の情報共有を行う窓口での情報共有を強化、庁内各課とも共有	P58	危機管理部 総務部 健康福祉部 保健所 全部局
	コールセンターの運営継続	P59	危機管理部 市長公室 総務部 健康福祉部 福祉事務所 保健所
予防、まん延防止 ※別途「対策マニュアル」による実施	大阪府とともに、次の要請を行う ・市民、施設等に基本的な感染防止対策等を勧奨 ・事業者に従業員の健康管理、感染予防策の実施 ・公共交通機関等に感染予防策を講じるよう要請	P59	危機管理部 観光にぎわい部 健康福祉部 保健所
	病院、多数が居住する施設等に感染予防策を強化するよう要請	P59	土木部
	患者治療を優先するため、同居者の予防投与を判断	P59	健康福祉部
	患者の濃厚接触者を特定しての措置は中止	P59	保健所
	予防接種法6条3項に基づく新臨時接種を進める	P59	健康福祉部 保健所 総合教育部
患者数の拡大で地域の医療体制の負荷が過大と	大阪府が、みだりに外出しないことや感染予防策の徹底を要請することに、適宜協力	P60	危機管理部 健康福祉部 保健所

なり、医療を受けられないことによる死亡者数の増加が見込まれる特別な状況			全部局
	大阪府が、学校、保育所等に期間を定めて使用制限の要請を行うことに、適宜協力	P60	危機管理部 健康福祉部 子ども未来部 学校教育部
	- 大阪府が、学校、保育所以外の施設に感染対策の徹底の要請を行うことに、適宜協力 - 大阪府が、要請に応じず公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設に、特措法 45 条第 2 項に基づき施設の使用制限、感染対策の徹底の要請を行うことに、適宜協力	P60	危機管理部 市民生活部 観光にぎわい部 健康福祉部 保健所 総合教育部
	特措法 46 条の住民接種を進める	P60	健康福祉部 保健所 総合教育部
医療 ※別途「対策マニュアル」による実施	国、大阪府と連携し、以下の対策を行う - 一般医療機関に患者の診療を行うよう要請 - 入院は重症患者対象、それ以外の患者の在宅療養を要請するよう関係機関に周知 - 在宅患者の電話診療、医師による処方箋のファクシミリ等による送付、国の対応指針を周知 - 医療機関に資器材、医薬品の在庫状況確認要請	P61	健康福祉部 保健所
	診断、治療に資する情報等の医療機関等への提供	P61	
	国、大阪府と連携し、在宅療養患者への支援、自宅死亡患者対応	P61	危機管理部 健康福祉部 保健所
	・市内の医療機関が不足した場合、大阪府と連携し、臨時の医療施設を設置し医療を提供	P62	健康福祉部 保健所
市民生活の安定の確保 ※別途「対策マニュアル」による実施	大阪府とともに、従業員の健康管理の徹底、職場の感染予防策を要請	P62	危機管理部 観光にぎわい部 健康福祉部 保健所
	大阪府とともに、生活関連物資の買占め、売惜しみ防止要請	P62	市長公室 市民生活部 観光にぎわい部
	社会機能の維持に向けた政策【立案及び実施】 - 給付金、助成金、支援物品の支給や支援貸付 - 納税等の支払期限の延長・猶予・減免 - 生活維持に関する各種相談窓口の設置	P62	危機管理部 総合政策部 市民生活部 観光にぎわい部

	・市民が生活維持に必要な支援策の実施 ・事業者に対する具体的な支援策の実施		健康福祉部 全部局
	更なる支援策の必要性の検討と実施に向けた立案 【政策立案】	P62	危機管理部 健康福祉部 総合政策部
	国が行う登録事業者の事業継続の状況、新型インフルエンザ等による従業員の罹患状況確認等に協力	P63	危機管理部 健康福祉部 保健所 全部局
	水道事業者は安定供給の措置を実施	P63	上下水道部
	大阪府とともに、まん延段階のサービス水準の低下の許容を呼びかけ	P63	市長公室 市民生活部 観光にぎわい部
	・生活関連物資等の買占め、売惜しみの調査、監視、必要に応じ、小売・卸売業者に事業継続要請 ・生活関連物資等の需給、価格動向等の市民との情報共有に努め、必要に応じ、市民相談窓口の充実 ・生活関連物資等の不足時には、行動計画等で定める措置を実施	P63	市長公室 市民生活部 観光にぎわい部
			市民生活部
			市長公室 市民生活部 観光にぎわい部
	大阪府の要請に応じ、要援護者の支援等対応	P64	危機管理部 健康福祉部 福祉事務所
	可能な限り市内の火葬炉を稼働	P64	環境部
	一時的に遺体を安置する施設等を確保	P64	

5. 小康期における庁内各部の対応

対 策	行 動	行動 計画	実施部局等
実施体制	緊急事態解除宣言発出時には、市対策本部を廃止	P65	危機管理部 健康福祉部
	情報収集班の編成：情報収集	P65	危機管理部 健康福祉部 保健所 市立病院
	必要に応じ、警戒本部の設置：情報収集、流行の第二波に備える	P65	危機管理部 市長公室 総合政策部 総務部 健康福祉部 保健所 子ども未来部 環境部 上下水道部 市立病院 総合教育部
	災害医療対策会議の開催：流行の第二波に備え、対策の準備を行う	P65	危機管理部 健康福祉部 保健所
情報収集 サーベイランス	国内外の情報収集	P65	危機管理部 健康福祉部 保健所 市立病院
	・通常のサーベイランス継続 ・ウイルス、学校のサーベイランスは再び強化	P66	危機管理部 健康福祉部 保健所 子ども未来部 学校教育部
情報提供・共有 ※別途「対策マニュアル」による実施	・利用可能な媒体、機関を活用、第一波の終息と第二波発生の可能性や備える必要性を情報提供 ・寄せられた情報等をまとめ、提供のあり方評価	P66	危機管理部 市長公室 総務部 健康福祉部 保健所

	市対策本部等は、リアルタイム、双方向の情報共有の体制を維持	P66	危機管理部 総務部 健康福祉部 保健所 全部局
	コールセンターの体制縮小	P66	危機管理部 市長公室 総務部 健康福祉部 福祉事務所 保健所
予防、まん延防止 ※別途「対策マニュアル」による実施	流行の第二波に備え、新臨時接種を進める	P66	健康福祉部 保健所 総合教育部
	国、大阪府と連携し、流行の第二波に備え、特措法46条に基づく住民接種を進める	P66	健康福祉部 保健所 総合教育部
医療 ※別途「対策マニュアル」による実施	国及び大阪府と連携し、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻す	P67	健康福祉部 保健所
	必要に応じ、府内感染期に講じた措置を適宜縮小、中止	P67	健康福祉部 保健所
市民生活の安定の確保 ※別途「対策マニュアル」による実施	生活関連物資等の買占め、売惜しみ防止要請	P67	市長公室 市民生活部 観光にぎわい部
	社会機能の維持に向けた政策【立案及び実施】 ・給付金、助成金、支援物品の支給や支援貸付 ・納税等の支払期限の延長・猶予・減免 ・生活維持に関する各種相談窓口の設置 ・市民が生活維持に必要な支援策の実施 ・事業者に対する具体的な支援策の実施	P67	危機管理部 総合政策部 市民生活部 観光にぎわい部 健康福祉部 全部局

	・大阪府とともに、感染動向を踏まえつつ、縮小、中止した業務を再開しても差し支えない旨周知	P68	危機管理部 観光にぎわい部 健康福祉部
	国及び大阪府と連携し、対策の合理性が認められなくなった場合、緊急事態措置を縮小、中止する	P68	危機管理部 健康福祉部

※ は、府対策本部長により、府を指定した緊急事態宣言が発出された場合の対応を示す